

長 寿 第 9 1 4 号

平成28年 8月 3日

各事業所（施設）代表者 殿

岡山県保健福祉部長寿社会課長

（ 公 印 省 略 ）

平成28年度岡山県介護支援専門員実務研修の見学実習受入事業所の登録
について（依頼）

平素から、本県の介護保険事業の推進につきまして、ご協力いただきありがとうございます。

さて、平成28年度から、介護支援専門員実務研修において、おおむね3日程度の実地見学実習が研修カリキュラムとして追加されることとなりました。この実地見学実習では、居宅サービス計画の作成や利用者の居宅訪問など一連のケアマネジメントプロセスの実習を行う予定です。

なお、見学実習の受入事業所については、国の要綱により、主任介護支援専門員を配置するなど指導体制が整っている事業所が適切とされています。

より充実した実務研修を実施し、質の高い介護支援専門員を養成していくために、主任介護支援専門員を要する事業所、施設のご協力が不可欠と考えておりますので、当該研修の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いしたいと存じます。

ご協力いただける場合は、登録申請書（第1号様式）により、実習受入事業所としての登録をお願いします。（申請書は、下記住所に郵送にてご提出ください）登録後の事務、実習受入までの流れについては別紙をご確認ください。

業務ご多忙のところと存じますが、ご協力よろしく願いいたします。

※登録申請は随時受け付けます。

※登録申請書、実施要綱などは、岡山県長寿社会課のホームページからダウンロードすることができます。

〈ホームページURL〉 <http://www.pref.okayama.jp/page/479994.html>

（お問い合わせ・登録申請書提出先）

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

岡山県保健福祉部長寿社会課

長寿社会企画班（研修担当）

TEL：086-226-7326

別紙

平成 28 年度介護支援専門員実務研修の実習受入のながれ

【介護支援専門員実務研修とは】

介護支援専門員実務研修受講試験の合格者を対象とした法定研修で、毎年1～5月頃にかけて、県が研修実施機関に委託して実施しています。

研修課程は、介護保険法施行規則で定められています。

【実習先】

特定事業所加算を取得している居宅介護支援事業所等を中心に、主任介護支援専門員を配置している事業所を想定しています。

【受け入れる実習生の人数】

3～5名程度を想定（年により合格者数に応じて変動します）

【実習目的】

介護支援専門員が行う、一連のケアマネジメントプロセスを同行・見学し経験することで、実践にあたっての留意点や今後の学習課題等を認識することを目的としています。

【実習内容】

「インテーク場面」、「アセスメント場面」、「プランニング場面」、「サービス担当者会議場面」、「モニタリング場面」、「給付管理場面」の6場面における各項目の内容について、実際に使用している書類等に基づいた説明、および利用者のもとへの同行・見学実習を行います。

【実習指導者】

主任介護支援専門員

【実習期間】

平成29年1月中旬～4月末までのうち、概ね3日間程度。

3日間というのは決められた日数ではありません。各項目の内容を指導することが重要であり、日数・時間数は区切りませんので3日間より少なくても問題ありません。

具体的な日程については、受入受講者決定後、研修実施機関、受講者本人との調整により決定します。

【実習費】

1人あたり3,000円（実習に係る経費として）

すべての実習修了後、実績に応じてお支払いする予定です。

【実習受入に関する事務のながれ】

時 期	内 容
H28年7月～9月	・介護支援専門員実務研修実習受入事業所の登録申請 岡山県が、申請に基づき受入事業所として登録決定
H28年10月	・実習受入事業所と研修実施機関との間で、受入に関する委託契約を締結。
H28年12月頃	・受講者の受入人数・氏名等を実習受入事業所へ通知
H29年1月中旬	・受講者から各実習受入事業所へ連絡 ・各事業所において実習の日程調整を行い、受入予定表を提出する。
H29年4月末	・実習を終え、実習報告書の作成（受講者・事業所）
H29年5月上旬	・受講者が研修実施機関へ報告書を提出 →研修実施機関にて見学実習の修了認定 ・研修実施機関から委託費用の支払

*実習の具体的な内容、マニュアル等については今後ご案内していきます。

*研修は、岡山県が県社会福祉協議会に委託して実施しますので、実習期間中の具体的な連絡・調整については、県社会福祉協議会と行っていただくこととなります。

○問い合わせ先

岡山県保健福祉部長寿社会課 担当：中村

Tel 086-226-7326